

# 板橋区養育家庭支援事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、養育家庭同士又は養育家庭と板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）との交流促進を図り、養育家庭が抱える日常的な相談に応じるため、養育家庭支援員（以下「支援員」という。）を配置し、活動させることにより、養育家庭が安心して児童を養育できるよう支援することを目的とした板橋区養育家庭支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることとする。

(区の業務)

第2条 本事業の実施主体は、板橋区（以下「区」という。）とし、里親制度に理解と熱意があり、区長が適当と認める団体（以下「団体」という。）に委託して実施することとする。

(団体の業務)

第3条 団体は、次の各号に掲げる事項を全て満たす者であって、希望する者から適当と思われる者を支援員として登録し、登録内容を板橋区子ども家庭総合支援センター所長に報告する。

- (1) 養育家庭として現在又は過去に一定期間児童を養育した経験があり、適切な処遇を行ったと認められる者
- (2) 一定の時間、相談業務に従事できる者

2 団体は、支援員からの報告を受け、支援員の業務を把握するとともに必要な指導を行うこととする。

(支援員の業務)

第4条 支援員は、次の各号に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 支援員の自宅等において、養育家庭からの電話等による相談を受け、必要な助言を行うこと。
- (2) 必要に応じ、支援員から養育家庭への連絡を行うこと。
- (3) 交流会を総合支援センターと共同して企画立案し、必要に応じ、養育家庭の交流事業に参加すること。
- (4) 区と共催して行う行事を企画立案すること。

(秘密の保持)

第5条 本事業に携わる者は、本事業に関連して知り得た相談者及びその関係者の秘密を漏らしてはならない。本事業の終了後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。